

平成 24 年 3 月 23 日

各 位

会 社 名 徳倉建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 徳倉正晴
(コード番号 1892 名証第2部)
問合せ先 取締役経営管理本部長 石原重保
(TEL. 052-961-3271)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

平成 24 年 3 月 23 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(改定内容は追記であり追記箇所を下線で示しております。)

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役および使用人は法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の基本とする。
 - (2) 教育、研修等の実施により、企業倫理意識、コンプライアンス等の浸透をはかる。
 - (3) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断するとともに、それらの活動を助長するような行為は一切行わない。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令ならびに社内規則により作成・保管するとともに、必要に応じ取締役、監査役等が閲覧できる状態で管理する。
 - (2) 法令または証券取引所適時開示規則に基づき情報を開示する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 災害、品質、環境等のリスクについてはマニュアルに従い対処する。
 - (2) その他、重大な影響を及ぼすと判断される個々のリスクに関しては、取締役会等において対応等を審議し対処する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 原則月 1 回取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うほか、重要事項については随時、経営会議を開催し、報告、検討を行う。
 - (2) 決裁基準に基づき運営する。
 - (3) 幹部職員の業務分掌に基づき担当業務を明確にする。
5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社の責任者等の出席のもと、定期的に相互の情報交換等をし、効率的かつ適正な企業集団体制をつくる。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役の職務を補助する使用人は、代表取締役が適宜使用人を指名する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

代表取締役は使用人の人事に関しては、あらかじめ監査役会の意見を尊重し行う。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は不正行為、法令、定款違反行為で会社に著しい損害を及ぼす虞のあるもの、著しく不当な行為がある場合は、監査役会に報告する。
- (2) 取締役および使用人は、重要な会議の開催予定を監査役会に報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 会社法によって取締役会の書面決議が認められたが、従来通り取締役会は原則月1回は開催する。
- (2) 代表取締役は、監査役会および会計監査人との定期的な会合を確保する。

以 上